

近江八幡市立総合医療センター院内保育所運營業務委託について、公募型プロポーザル方式により業者選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年 7月16日

近江八幡市立総合医療センター
近江八幡市病院事業管理者 宮下 浩明

近江八幡市立総合医療センター院内保育所運營業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

近江八幡市立総合医療センター（以下「医療センター」という）では、医療センターに勤務する職員が安心して職務に専念できる環境整備の一環として、近江八幡市立総合医療センター院内保育所ふたば保育所（以下「院内保育所」という。）を医療センター内に設置している。

この運営においては、効率的かつ安全・安心で、多様な保育ニーズに応えるきめ細やかなサービスを、安定的に提供していくことが求められるが、このたび、そうしたノウハウ・能力を有する専門事業者に運營業務を委託するものとする。

2. 業務の内容

(1) 業務名 近江八幡市立総合医療センター院内保育所運營業務

(2) 業務内容 別紙仕様書に定める内容

(3) 業務期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日に属する年度の翌年以降において、当該契約に係る歳出予算において減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解約することができる。

(4) 契約上限額 40,400千円（年額）

なお、本業務委託料およびにかかる消費税の取り扱いについては、次のとおりとする。

当院では、院内保育所業務の運営において、滋賀県知事からの「認可外保育施設指導監督基準」（以下、指導監督基準という。）を満たす旨の証明書の交付を受けている。

この証明書の交付を受けた場合において、受託者が当院に対して行う役務提供は、社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものとして、消費税が非課税とされる（消費税法施行令第14条の3）。本業務委託においては、指導監督基準を満たすことを基本条件の前提として、委託料にかかる消費税の取り扱いについては非課税とする。

(5) 委託金額の決定

本プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第2号の規定により随意契約を行う。
なお、本プロポーザルによる特定業者との間で、予定価格（契約上限額）の範囲内で見積徴取を行うものとする。

3. プロポーザル参加資格要件

プロポーザルの参加できる者は、次の各号の全てに該当しなければならないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規程に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税並びに近江八幡市に本・支店、営業所がある場合は本市の市税に未納がないこと。（徴収猶予又は非課税の扱いを受けている者を除く。）
- (5) 構成員及びその役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（優先交渉権者となった場合には、別に定める誓約書（様式2-4）を提出するとともに、必要に応じ役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することもあるので、あらかじめ了知下さい。）
- (6) この公告の日現在において、法人等を設立して6年以上経過しており、認可保育所または認可外保育施設（入所定員30名以上の保育施設に限る）の運営実績を5年以上有していること。
- (7) 24時間保育の実績があり、現在も継続して対応が可能であること。

4. 日程

- (1) 令和7年 7月16日（水） 参加募集公告
- (2) 令和7年 7月23日（水）～25日（金） 現地見学会（※希望がある場合のみ）
- (3) 令和7年 7月28日（月） 質問受付終了
- (4) 令和7年 8月 4日（月） 回答文書配布
- (5) 令和7年 8月 8日（金） 参加意向申出書の提出締切
- (6) 令和7年 8月18日（月） 公募参加資格の可否通知
- (7) 令和7年 8月29日（金） 企画提案書提出締切
- (8) 令和7年 9月 5日（金） 書類審査（第1次審査）
- (9) 令和7年 9月30日（火） プレゼンテーション（第2次審査）
- (10) 令和7年10月上旬（予定） 審査結果通知

5. 質問書の提出について

(1) 提出期限

令和7年 7月28日(月) 午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

「質問書」(様式第1号)により、電子メールで提出すること。提出後は、「16. 問い合わせ先」へ電話にて受信確認の連絡をすること。

※受信確認の電話は、平日8:30~17:15で行うこと。

※電話や来院による問い合わせは受け付けない。

(3) 提出先

「16. 問い合わせ先」のとおり

(4) 回答方法

提出された質問書については、一括して回答文書を作成し、令和7年8月4日(月)午後4時までに電子メールにて、すべての質問書提出事業者あてに送信する。

6. 参加意向申出書の提出

「3. プロポーザル参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加しようとする事業者は、次により参加申込をすること。

(1) 提出書類

「参加意向申出書」(様式第2-1号)及び該当添付書類(以下、①~⑥) … 各1部
(添付書類)

- ① 会社概要書(様式2-2)および会社パンフレット
- ② 納税証明書(写)
- ③ 登記事項証明書(現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書のいずれか)
- ④ 財務諸表もしくは決算報告書(写) ※直近のもの
- ⑤ 業務実績調書(様式2-3)
- ⑥ 誓約書(様式2-4)

(2) 提出期限

令和7年 8月 8日(金) 午後5時まで(必着)

郵送の場合は、提出期限までに近江八幡市立総合医療センター総務課に到着したものに限り。

(3) 提出方法

持参または郵送

ただし、持参の場合は(土日祝を除く)午前9時から午後5時まで(土日祝を除く)。

郵送の場合は、郵便書留に限る。

(4) 提出先

「16. 問い合わせ先」のとおり

7. 現地見学会

院内保育所の現地確認・施設見学を希望する事業者に対し、令和7年 7月23日(水)から7

月25日（金）の間で現地見学会を開催する。

参加を希望する事業者は、7月18日（金）までに、「16. 問い合わせ先」へ電子メールまたは電話にて連絡のこと。時間等の詳細については、個別に連絡します。

8. 企画提案書の提出

参加意向申出書を提出した者は、本プロポーザルの企画提案書を次のとおり提出すること。

なお、提出後の資料の差し替え、追加等は認めない。

(1) 提出期限

令和7年 8月29日（金）午後5時まで（必着）

郵送の場合は、提出期限までに近江八幡市立総合医療センター総務課に到着したものに限り。

(2) 提出方法

持参または郵送

ただし、持参の場合は（土日祝を除く）午前9時から午後5時まで（土日祝を除く）。

郵送の場合は、書留に限る。

(3) 提案書類

ア 企画提案書

① 「企画提案書提出届（様式第3号）」

② 企画提案書（任意様式）

企画提案書は、「11. 審査事項および評価」の内容について記載すること。

※提案書の体裁は、原則としてA4サイズ・左綴りを基本とし、A4サイズ以上の場合、A4サイズになるよう折りたたんでください。なお、別途に参考書類の提出を求めることがあります。

イ 運営経費見積書

別紙「運営経費見積書について」に定める条件により作成してください。

様式は任意とし、原本は代表者印を押印のうえ提出すること。また、内訳明細を必ず添付のこと。

※見積額が当該委託事業の契約上限額を超えた提案はできません。

(4) 提出先

「16. 問い合わせ先」のとおり

(5) 提出部数

8部（ただし、運営経費見積書については、1部正本・捺印とし、残りはコピーで可とする。）

9. 審査方法

(1) 審査について

①近江八幡市立総合医療センター職員で構成する「近江八幡市立総合医療センター院内保育所運営業務委託公募型プロポーザル選定委員会」（以下、選定委員会という。）を設置し、審査を行う。

②選定委員会の会議内容については非公開とし、審査内容に関する質問や意義は一切受け付けない。

(2) 審査方法

第1次審査（全応募者を対象）および第2次審査（第1次審査通過者を対象）の2段階で審査を行い、本要領および仕様書等に基づき提出された企画提案書について選定する。

第1次審査において、書類審査により上位2者程度を選定し、プレゼンテーションへの参加を文書で要請する。ただし、第1次審査の応募者が少数の場合は、第1次審査を省略することがある。

第2次審査においては、第1次審査で選定された提案者について、プレゼンテーションおよびヒアリングを実施し、その内容、見積金額等について総合的に選考し、優先交渉権者と次点候補者を特定する。

また、参加事業者が1者の場合も選定を行うこととするが、企画提案書とプレゼンテーションの合計配点（委託料配点分を除く）の60%に満たない場合は、交渉権者として認めない。評価の結果、適切な委託候補者のないときは、候補者なしとしたうえで、再募集することがある。

10. プレゼンテーション（第2次審査）の実施

第1次審査で選定した上位2者程度を対象に、第2次審査としてプレゼンテーションを実施する。

(1) 開催日 令和7年 9月30日（火）

※実施時間等の詳細については、参加者へ別途通知する。

(2) 内 容 プレゼンテーション 1事業者あたり説明20分、質疑15分程度

(3) 出席者 説明者を含めて1事業者あたり3名以内（プレゼンテーションを行う者を含む）。

プレゼンテーションを行う者は、本業務に携わる者（担当者）とすること。

(4) その他 ① プレゼンテーションで求める内容は、企画提案書の説明、内容・表現を補足するための追加説明および質疑に対する回答とする。また、質疑に対して回答した内容は、企画提案に含めるものとする。

② プレゼンテーションに使用されるOA機器について、プロジェクタ（ケーブル含む）、スクリーン、ポインタ、テーブル、椅子等は医療センターにて準備しますが、パソコン等必要なものは持参願います。

③ 実施方法の詳細については、プレゼンテーション実施対象者に書面で通知します。

11. 審査事項及び評価

審査事項及び評価は次に掲げるものとし、合計点数で総合的に判断する。合計点数が同点の場合は、選定委員会の合意により決定する。

(1) 評価項目及びその着眼点

評価項目および配点		内容
1. 実績及び準備 (20点)	(1)運営実績及び財務状況	①保育所運営の実績の有無 ②事故・苦情等への対応状況 ③法人及び保育施設の運営状況
	(2)開設準備	①準備の必要な事項の整理及びスケジュール
2. 施設の管理運営 (90点)	(1)組織	①組織体制 ②所長就任予定者の経歴 ③職員の配置体制・勤務体制 ④備え付ける帳簿等
	(2)基本方針	①基本的な考え方、保育理念・運営方針 ②保育理念等についての職員・保護者への周知
	(3)人材の確保と質の向上	①職員の確保（採用・確保方策等）のための具体的な計画 ②保育の質の向上のための取組
	(4)安全・衛生・健康管理	①危機管理体制（各種対策を含む） ②保険の補償内容 ③衛生管理 ④乳幼児及び職員の健康管理
3. 保育内容 (100点)	(1)保育計画等	①保育計画（年間及びデイリープログラム等を含む） ②標準的な保育の実施方法の文書化 ③教材（保育用品）について ④評価
	(2)保護者との情報交換	①保護者との情報交換（個人情報の保護を含む） ②苦情・要望に対する取り組み ③緊急時の連絡体制
	(3)給食・おやつ	①昼食・おやつの提供（授乳・離乳食・個別対応等） ②食育
4. 委託料 (90点) ※事務局において一律に算出するものとする。	(1)経費	【計算方法】 $A/B \times 90$ （小数点以下切捨） A：全提案者中最低見積金額 B：当該提案者見積金額
5. プレゼンテーション (第2次審査) (50点)		・本業務への取組意欲。その他のアピールポイントの有無。 ・当業務において提案内容等が明確にされているか。

1 2. 選定結果通知

選定結果の通知については、すべてのプロポーザル参加事業者に対して通知する。

1 3. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

契約については、選定した優先交渉権者と、業務内容、契約金額、企画提案内容について協議し、協議が整った場合に、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により随意契約を行う。なお、本業務の目的達成のため必要な範囲において、両者の協議により内容を変更する場合がある。

(2) 前項の協議が不調の場合は、次点の事業者と協議のうえ、同様に契約を締結するものとする。

1 4. 無効となるプロポーザル

次のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎてから提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 選定委員と不正な接触をした場合
- (4) 著しく信義に反する行為をした場合
- (5) 会社更生法の適用を申請するなど、契約の履行が困難と認められる事態に至った場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 公共事業に関して違法行為等により指名停止などの処分を受けている場合
- (8) その他、当該要領に基づいていない場合

1 5. その他

- (1) 本プロポーザルの結果は、ホームページ等によって公表される場合があります。
- (2) 本プロポーザルに関する一連の資料は、近江八幡市情報公開条例等の法令に基づき、公表される場合があります。
- (3) 既存資料の閲覧については、必要に応じ申し込みを受け付けします。ただし、閲覧の有無が、今回の公募による選考に際し、なんら影響、効力を及ぼすものではありません。
- (4) 本プロポーザルに要する経費は、すべて参加者負担とします。
- (5) 企画提案書の作成及びプレゼンテーションについては、委託業務に直接携わる者が行ってください。
- (6) 企画提案書の著作権は、それぞれの作成者に帰属しますが、選考を行う作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがあります。なお、採用された提案書の著作権は、医療センターに帰属するものとします。
- (7) 本プロポーザルにおける提出資料は返却しませんので、ご了承ください。
- (8) 委託業務に際しては、提案書に記載された内容の変更は認められません。ただし、変更の理由について、医療センターがやむを得ないと認めた場合はこの限りではありません。
- (9) 本プロポーザルに係る個別の説明会は開催しません。質問がある場合は、当該要領に基づき質問書（様式第1号）を提出してください。なお、質問がない場合は提出の必要はありません。

- (10) 公募参加意向申出書または提案書の提出後に、本プロポーザルへの参加を辞退しようとする者は、速やかに参加辞退届（様式第4号）を、総合医療センター総務課へ提出してください。
- (11) 審査結果に関する異議申し立ては一切受け付けません。

16. 問い合わせ先

近江八幡市立総合医療センター 事務部 総務課 （担当：高林・山藤^{たかばやし きんとう}）

[住所] 〒523-0082 滋賀県近江八幡市土田町 1379 番地

[電話] (0748) 31-1240 (内線 7030・7032) [FAX] (0748) 33-4877

[E-mail] 030202@city.omihachiman.lg.jp